不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>附帯工事に要する費用負担命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>道路法第５９条第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>インフラ整備部道路管理課管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>【根拠条文】
（附帯工事に要する費用）
第五十九条　道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基いて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。
２　前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。
３　道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

【基準】
根拠条文に同じ。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>